

第4 提出会社の状況

1. 株式等の状況

(1) 株式の総数等

① 株式の総数

種 類	会社が発行する株式の総数(株)
普 通 株 式	15,000,000
第 一 種 優 先 株 式	67,000
第 二 種 優 先 株 式	100,000
第 三 種 優 先 株 式	800,000
第 四 種 優 先 株 式	250,000
第 五 種 優 先 株 式	250,000
第 六 種 優 先 株 式	300,000
計	16,767,000

(注) 「株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款に定めております。

ただし、当事業年度末以降の第四種優先株式の普通株式への転換に伴い、会社が発行する株式の総数は、第四種優先株式が249,999株に、全種類の株式合計が16,766,999株になっております(平成15年6月27日開催の定時株主総会において定款を変更しております)。

② 発行済株式

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成15年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年6月30日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	5,796,000.92	5,796,010.53	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部) 名古屋証券取引所(市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注)1
第一種優先株式	67,000	同 左	—	(注)1, 2
第二種優先株式	100,000	同 左	—	(注)3
第三種優先株式	800,000	同 左	—	(注)1, 4
第1回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第2回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第3回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第4回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第5回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第6回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第7回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第8回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第9回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第10回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第11回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第12回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第13回第四種優先株式	115,000	114,999	—	(注)1, 6
計	6,928,100.92	6,928,109.53		

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成15年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式の転換による株式数の増減は含まれておりません。

2. 第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ) 優先配当金

(a) 当社は、利益配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という)または第一種優先株式の登録質権者(以下「第一種優先登録質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という)に先立ち、第一種優先株式1株につき10,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

(b) ある営業年度において第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当を行わない。

(ロ) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき5,250円を支払う。

(ハ) 残余財産の分配

(a) 当社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

(b) 第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ) 消却

当社は、いつでも第一種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ) 議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(ヘ) 株式の併合または分割、新株引受権等

(a) 当社は、法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当社は、第一種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト) 普通株式への転換

第一種優先株主は、以下に定めるところにより第一種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換請求期間

当社の設立の日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換の条件

① 転換価額

転換価額は947,100円とする。

② 転換価額の修正

転換価額は、当社の設立の日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が947,100円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記③により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記③により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は③に準じて調整される。

③ 転換価額の調整

① 第一種優先株式発行後、次の(i)から(iii)までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

(i) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(iii) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

① 合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記①に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。

② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記①(ii)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記①により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記①に準じて調整される。

③ 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

④ 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

第一種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が転換請求のために提出した第一種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない部分はこれを切り上げる。

⑥ 転換により発行する株式の内容

当社普通株式

⑦ 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑧ 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第一種優先株式の株券が上記⑦の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

⑨ 一斉転換

① 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第一種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、1株につき3,000,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30

取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第一種優先株式1株につき3,000,000円をその金額で除して得られる数の普通株式となる。

②普通株式数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④ 優先株式の転換と配当

第一種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

3. 第二種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a) 当社は、利益配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という)または第二種優先株式の登録質権者(以下「第二種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき28,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

(b) ある営業年度において第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき14,250円を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当社の残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

(b) 第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当社は、いつでも第二種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

(a) 当社は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当社は、第二種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第二種優先株主は、以下に定めるところにより第二種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換請求期間

平成17年8月1日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換の条件

①当初転換価額

当初転換価額は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。当初転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該価額が947,100円を下回る場合には、当初転換価額は947,100円とする(ただし、下記②により調整される)。

②転換価額の修正

転換価額は、平成18年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)

に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が947,100円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記①により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記①により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は①に準じて調整される。

①転換価額の調整

②第二種優先株式発行後、次の(i)から(iii)までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする

(i) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(iii) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

③合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記①に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。

④転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記②(ii)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記①により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記①に準じて調整される。

⑤転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

⑥転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

⑦転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が転換請求のために提出した第二種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない部分はこれを切り上げる。

- ④ 転換により発行する株式の内容
 - 当社普通株式
 - ⑤ 転換請求受付場所
 - 東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
 - 住友信託銀行株式会社 証券代行部
 - ⑥ 転換の効力発生
 - 転換の効力は、転換請求書および第二種優先株式の株券が上記⑤の転換請求受付場所に到着した日に発生する。
 - ③ 一斉転換
 - ① 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第二種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、1株につき3,000,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第二種優先株式1株につき3,000,000円をその金額で除して得られる数の普通株式となる。
 - ② 普通株式数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。
 - ④ 優先株式の転換と配当
 - 第二種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。
4. 第三種優先株式の主な内容は次のとおりであります。
- (イ) 優先配当金
 - (a) 当社は、利益配当を行うときは、第三種優先株式を有する株主(以下「第三種優先株主」という)または第三種優先株式の登録質権者(以下「第三種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき13,700円の利益配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。
 - (b) ある営業年度において第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
 - (c) 第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。
 - (ロ) 優先中間配当金
 - 当社は、中間配当を行うときは、第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき6,850円を支払う。
 - (ハ) 残余財産の分配
 - (a) 当社の残余財産を分配するときは、第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。
 - (b) 第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
 - (ニ) 消却
 - 当社は、いつでも第三種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
 - (ホ) 議決権
 - 第三種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。
 - (ヘ) 株式の併合または分割、新株引受権等
 - (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第三種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
 - (b) 当社は、第三種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。
 - (ト) 普通株式への転換
 - 第三種優先株主は、以下に定めるところにより第三種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換請求期間

当社設立の日から平成21年9月30日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換の条件

① 転換価額

転換価額は、592,400円とする。

② 転換価額の修正

転換価額は、平成15年10月1日以降平成18年10月1日までの毎年10月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が249,700円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記③により調整される。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

③ 転換価額の調整

③ 第三種優先株式発行後、次の(i)から(iii)までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

(i) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(iii) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式

(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、

調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型株式の転換価額または新株予約権の行使に際しての払込金額がその払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)または割当日において確定しない場合には、転換または新株予約権の行使のされ得る最初の日を調整後転換価額の適用開始日とし、その前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなす。

④ ただし、上記③に定める各時価算定期間の終了する日の翌日以降当該修正日前日までの間に転換

価額を調整すべき事由が発生した場合には、上記③により修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該修正前転換価額については調整を行わないものとする。

⑤ 合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

⑥ 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記③(ii)ただし書

きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。

ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

- ⑤ 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ⑥ 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。
- ⑦ 転換価額調整式で使用する1株当りの払込金額とは、上記⑤(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、上記⑤(ii)の場合には0円、上記⑤(iii)の場合には当該転換価額または新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額をそれぞれいうものとする。
- ⑧ 下限転換価額の調整
上記⑧により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えたうえで適用して同様の調整を行い、上記⑧⑨により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、上記⑧⑨に定める場合には、調整後下限転換価額は当該修正日以降これを適用するものとする。
- ⑨ 転換により発行すべき普通株式数
第三種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第三種優先株主が転換請求のために提出した第三種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$
発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない部分はこれを切り上げる。
- ⑩ 転換により発行する株式の内容
当社普通株式
- ⑪ 転換請求受付場所
東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ⑫ 転換の効力発生
転換の効力は、転換請求書および第三種優先株式の株券が上記⑪の転換請求受付場所に到着した日に発生する。
- ⑬ 一斉転換
⑬ 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第三種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、1株につき1,000,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が258,330円を下回るときは、第三種優先株式1株につき1,000,000円をその金額で除して得られる数の普通株式となる。
- ⑭ 普通株式数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。
- ⑮ 優先株式の転換と配当
第三種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。
5. 第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式、第8回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式、第12回第四種優先株式(以下、第1回から第12回までの各回の第四種優先株式をそれぞれ「第1-12回第四種優先株式」という。)の主な内容は次のとおりであります。
- (イ) 優先配当金
(a) 当社は、利益配当を行うときは、第1-12回第四種優先株式を有する株主(以下「第1-12回第四種優先株主」という)または第1-12回第四種優先株式の登録質権者(以下「第1-12回第四種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき135,000円(ただし、平成15年3月31日に終了する営業年度に係る優先配当金については、19,500円とする。)の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度に

において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

- (b) ある営業年度において第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。

(ハ) 残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ) 消却

当社は、いつでも第1-12回第四種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ) 議決権

第1-12回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ) 株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第1-12回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当社は、第1-12回第四種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト) 普通株式への転換

第1-12回第四種優先株主は、以下に定めるところにより第1-12回第四種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換請求期間

平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。

② 転換の条件

① 転換価額

転換価額は、322,300円とする。

② 転換価額の修正

第1-12回第四種優先株主が当社に対し第1-12回第四種優先株式の転換を請求した日(以下、「修正日」という。)において、転換価額は、(i)修正日の前日において有効な転換価額、または、(ii)修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)相当額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。)のいずれか小さい金額に修正される(以下、「修正後転換価額」という。)。ただし、修正後転換価額が106,300円(ただし、下記④により調整される。)(以下、「下限転換価額」という。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記④により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は④に準じて調整される。なお、修正後転換価額は、修正日に転換請求がなされた当該各回第1-12回第四種優先株式についてのみ適用される。

③ 転換価額の調整

④ 第1-12回第四種優先株式発行後、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記に定める各々該当する算式(以下、「転換価額調整式」といい、転換価額調整式により調整された転換価額を、以下、「調整後転換価額」という。)により調整される。

(I) 下記(i)乃至(iii)に該当する場合、転換価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記(iii)に定義される。)} \text{もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される。)} \text{に関する計算の場合、それらの転換もしくは行使により新たに発行もしくは処分され得る普通株式数}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記(iii)に定義される。)} \text{もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される。)} \text{に関する計算の場合、それらの転換もしくは行使により新たに発行もしくは処分され得る普通株式数}}{\text{時価}}}$$

普通株式1株当りの払込金額(転換証券の転換または新株予約権の行使に当り交付された対価を含む。)

(II) 下記(iv)に該当する場合、転換価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{時価} - \frac{\text{普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当(下記(iv)に定義される。)} \text{または債務証券もしくは資産の分配に関する基準日(下記(iv)に定義される)} \text{における適正市場価格(*)}}{\text{時価}} \right)}{\text{時価}}$$

(*)かかる適正市場価格に関しては、当社の取締役会(以下、「取締役会」という。)が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

(III) 下記(v)に該当する場合、転換価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{時価} \times \frac{\text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)に従って、買受け、償還もしくは取得される普通株式(または、転換証券もしくは新株予約権)の総数}}{\text{既発行普通株式数}} - \text{下記(v)に従って、買受け、償還もしくは取得される普通株式(または、転換証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額}}{\text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)において、買受け、償還または取得される普通株式数(または、転換証券もしくは新株予約権)の場合、それらの転換もしくは行使により発行もしくは処分される普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)において、買受け、償還または取得される普通株式数(または、転換証券もしくは新株予約権)の場合、それらの転換もしくは行使により発行もしくは処分される普通株式数}}$$

なお、上記転換価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数－(下記(v)に従って、買受け、償還もしくは取得される普通株式(または、転換証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額)」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

(i) 当社が、転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換証券の転換による発行または処分の場合を除く。)

転換価額は、上記(I)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に当該普通株式の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外の場合は当該普通株式の払込期日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合

転換価額は、上記(I)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株式分割による普通株式の割当日の翌日にかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割による普通株式の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(iii) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券(当該第1-12回第四種優先株式と同時に発行される他の第1-12回第四種優先株式を除く。以下、「転換証券」という。)または普通株式を行使により取得することができる権利(当社の発行する社債に付された新株予約権を含む。)(以下「新株予約権」という。)を発行する場合

転換価額は、上記(I)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外の場合は当該転換証券または新株予約権の払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。当該転換証券または新株予約権を発行する場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使された

ものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換証券または新株予約権についての1株当りの当初の転換価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換証券または新株予約権についての1株当りの当初の転換価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換証券または新株予約権の払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とするが、転換証券または新株予約権は、1株当りの当初の転換価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする。)により、かかる転換により発行もしくは処分される最大数の普通株式に転換されまたはそれらが行使により発行もしくは処分されたものとみなされる。その後、かかる転換証券の転換もしくは新株予約権の行使により発行もしくは処分される最大の普通株式数または転換価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない。)が生じた場合には、調整後転換価額は、第1-12回第四種優先株式の転換の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする(但し、調整後転換価額が、これらの転換証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本(iii)に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後転換価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後転換価額の増加を行うことができないものとする。)が、かかる転換証券の転換または新株予約権の行使により、実際に普通株式が発行されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換証券に係る転換権または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後転換価額は、第1-12回第四種優先株式の転換の直前において、かかる転換証券の転換または新株予約権の行使により実際に発行された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。

第1-12回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換証券および新株予約権は、第1-12回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

- (iv) 当社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証書もしくは資産の分配(特別現金配当以外の現金配当を除く。)を行う場合

かかる配当または分配の際に適用される転換価額は、上記(II)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整される。当社がかかる特別現金配当または分配を行うたびに、転換価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当または分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた日(以下、「基準日」という。)の翌日にかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

「特別現金配当」とは、当社がある会計年度(以下に定義する。)に関して決定した配当に基づく配当利回り(以下に定義する。)が、5%に直前の3会計年度に関して決定した配当に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。

「会計年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当社が3月31日以外の日に終了するように会計年度を変更した場合、会計年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。

「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。

$$\frac{\text{当社が決定した普通株式1株当りの配当金}}{\text{対象となる会計年度の東京証券取引所における普通株式の毎日(終値のない日を除く。)の終値の平均値}} \times 100\%$$

- (v) 当社が、普通株式の買受け、償還もしくはその他の事由による取得を、かかる取得日(以下、「取得日」という。)における普通株式1株当りの時価を上回る1株当りの価額をもって行う場合(当社が商法の規定に従い市場においてする取引の方法により普通株式を買受ける場合及び商法の規定に従い端株買取請求権の行使に関連して普通株式を買受ける場合を除く。)、または、普通株式に転換もしくは普通株式を取得できるその他の証券の買受け、償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株当りの時価を上回る普通株式1株当りの対価をもって行う場合

かかる取得の際において適用される転換価額は、上記(Ⅲ)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整される。当社が普通株式またはかかる証券を買受け、償還またはその他の事由により取得するたびごとに、転換価額の調整は行われるのものとし、取得日の翌日にかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

- ①株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本の減少、普通株式の併合その他上記④に該当しない希薄化事由により転換価額の調整を必要とする場合には、上記④に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- ②転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記④(ii)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記④により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記④に準じて調整される。
- ③転換価額調整式で使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ④転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。)とする。
- ⑤転換価額調整式で使用する「普通株式1株当りの払込金額」は、それぞれ、上記④(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記④(ii)の場合には0円、上記④(iii)の場合には普通株式1株当りの当該転換価額または普通株式1株当りの新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額とする。
- ⑥本④(上記④を除く。)において「普通株式」とは、普通株式、および(i)配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ(ii)償還可能ではない株式が含まれるものとする。
- ⑦上記④により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記④⑥により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限転換価額の調整は、上記④⑥に基づく転換価額の調整と同時に有効になるものとする。
- ⑧転換により発行すべき普通株式数
転換により発行すべき当社の普通株式数は次のとおりとする。
$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第1-12回第四種優先株主が転換請求のために提出した第1-12回第四種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$
第1-12回第四種優先株式の転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない端数は、これを切り捨てる。
なお、本⑧に従う限り、いかなる数の第1-12回第四種優先株式を有していたとしても、その第1-12回第四種優先株主1人が行う1回の転換により、普通株式1株に満たない部分は1つより多くは生じない。
- ⑨転換により発行する株式の内容
当社普通株式
- ⑩転換請求受付場所
東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ⑪転換の効力発生
転換の効力は、転換請求書および第1-12回第四種優先株式の株券が上記⑩の転換請求受付場所に到着した日に発生する。
- ⑫一斉転換
⑬転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第1-12回第四種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、第1-12回第四種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が

500,000円を下回るときは、各第1-12回第四種優先株式1株の払込金相当額をその金額で除して得られる数の普通株式となる。

②普通株式数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④ 優先株式の転換と配当

第1-12回第四種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(チ) 発行の方法

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに第1-12回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。

(リ) 保有期間その他第1-12回第四種優先株式の保有に関する事項についての当社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当社との間で平成15年1月15日締結の優先株式引受契約書において、当社により割り当てられ保有する第1-12回第四種優先株式につき、以下の制限に従うことを約している。

(a) 第1-12回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わない。

(b) 発行後2年間は、一定の場合を除き、第1-12回第四種優先株式の当社普通株式への転換請求を行わない。

(c) 第1-12回第四種優先株式の転換により発行された当社普通株式の譲渡その他の処分は、払込期日後2年目の応当日の前日までは一定の場合を除きこれを行わず、払込期日後2年目の応当日から12ヶ月間は、一定の場合を除き総転換株式数の3分の1の数(ないしこれから一定の株式数を減じた数)を超える当社普通株式につきこれを行わず、払込期日後3年目の応当日から12ヶ月間は、一定の場合を除き総転換株式数の3分の2の数(ないしこれから一定の株式数を減じた数)を超える当社普通株式につきこれを行わない。

総転換株式数とは、それまでに転換により発行された当社普通株式の数と、残存している第1-12回第四種優先株式の全てがその時点において適用のある転換価額で転換された場合に発行されるであろう当社普通株式の数の合計をいう。

6. 第13回第四種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ) 優先配当金

(a) 当社は、利益配当を行うときは、第13回第四種優先株式を有する株主(以下「第13回第四種優先株主」という)または第13回第四種優先株式の登録質権者(以下「第13回第四種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第13回第四種優先株式1株につき67,500円(ただし、平成15年3月31日に終了する営業年度に係る優先配当金については、3,750円とする。)の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

(b) ある営業年度において第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第13回第四種優先株式1株につき33,750円を支払う。

(ハ) 残余財産の分配

(a) 当社の残余財産を分配するときは、第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第13回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

(b) 第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ) 消却

当社は、いつでも第13回第四種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ) 議決権

第13回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ) 株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第13回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当社は、第13回第四種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト) 普通株式への転換

第13回第四種優先株主は、以下に定めるところにより第13回第四種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換請求期間

平成15年4月14日から平成17年7月12日まで

② 転換の条件

① 転換価額

転換価額は、312,000円とする。

② 転換価額の修正

平成17年7月11日(以下、「修正日」という。)において、転換価額は、(i)修正日の前日において有効な転換価額、または、(ii)修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の毎日の売買高加重平均価格(以下に定義される。)の平均値(売買高加重平均価格のない日数を除く。)相当額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。)のいずれか小さい金額に修正される(以下、「修正後転換価額」という。)。ただし、修正後転換価額が156,000円(ただし、下記③により調整される。)(以下、「下限転換価額」という。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。ここに、売買高加重平均価格とは、東京証券取引所が、関連する取引日における普通株式の普通取引の売買高総額を当該取引日における普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、Bloomberg L.P. が当該取引日の午前10時から11時の間(ロンドン時間)において提示する8316 JT Equity AQRの画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス。以下、「参照画面」という。)に表示された価格(当該取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))をいう。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記③により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は下記③に準じて調整される。

③ 転換価額の調整

④第13回第四種優先株式発行後、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下、「転換価額調整式」といい、転換価額調整式により調整された転換価額を、以下、「調整後転換価額」という。)により調整される

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記(iii)に定義される。)} \times \text{時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記(iii)に定義される。)} \times \text{時価}}$$

普通株式1株当りの払込金額(転換証券の転換または新株予約権の行使に当り交付された対価を含む。)

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

(i)当社が、転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換証券の転換による発行または処分の場合を除く。)

転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に当該普通株式の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該普通

株式の払込期日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合

転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株式分割による普通株式の割当日の翌日にかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割による普通株式の割当日が配当可能利益の資本組入れを決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(iii) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券(以下、「転換証券」という。)または普通株式を行使により取得することができる権利(当社の発行する社債に付された新株予約権を含む。)(以下「新株予約権」という。)を発行する場合

転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換証券または新株予約権の払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。当該転換証券または新株予約権を発行する場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)において確定しない場合、かかる転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、当該転換証券の転換または当該新株予約権の行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行普通株式数に算入される。

- ① 株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本の減少、普通株式の併合その他上記①に該当しない希薄化事由により転換価額の調整を必要とする場合には、上記①に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- ② 転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記①(ii)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記①により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記①に準じて調整される。
- ③ 転換価額調整式で使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ④ 転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。)とする。
- ⑤ 転換価額調整式で使用する「普通株式1株当りの払込金額」は、それぞれ、上記①(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記①(ii)の場合には0円、上記①(iii)の場合には普通株式1株当りの当該転換価額または普通株式1株当りの新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額とする。
- ⑥ 上記⑤により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記⑤⑥により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限転換価額の調整は、上記⑤⑥に基づく転換価額の調整と同時に有効になるものとする。
- ⑦ 転換により発行すべき普通株式数

第13回第四種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第13回第四種優先株主が転換請求のために提出した第13回第四種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

第13回優先株式の転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない端数は、これを切り捨てる。

① 転換により発行する株式の内容

当社普通株式

② 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

③ 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第13回第四種優先株式の株券が上記②の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

④ 一斉転換

① 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第13回第四種優先株式は、転換請求期間の末日の翌日(以下、「一斉転換日」という。)をもって、第13回第四種優先株式1株の払込金相当額を、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第13回第四種優先株式1株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。

② かかる普通株式数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

⑤ 優先株式の転換と配当

第13回第四種優先株式の転換により発行された普通株式および普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(チ) 発行の方法

エスエムエフジー・ファイナンス(ケイマン)リミテッド(SMFG Finance (Cayman) Limited)(以下、「取得者」という。)に第13回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。なお、第13回第四種優先株式は、取得者がアメリカ合衆国および欧州を中心とする海外市場(ケイマン諸島を除く。)の投資家のために購入し、取得者自らが発行する優先株式としてリパッケージしたうえ、アメリカ合衆国においては連邦証券法規則Rule 144Aに基づく私募により、アメリカ合衆国以外の海外市場においては同法Regulation Sに基づく公募により販売される。

(2) 新株予約権等の状況

旧株式会社三井住友銀行が、平成14年6月27日開催の第1期定時株主総会の特別決議に基づいて商法第280条ノ20および同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権1,620個を発行していましたが、平成14年8月29日開催の取締役会において、同行の新株予約権者の利益を従来どおり確保する観点から、株式会社三井住友フィナンシャルグループが株式移転に際し、同行の発行した新株予約権1,620個に係る義務を次のとおり承継することを決定いたしました。また、上記新株予約権1,620個に係る義務を当社が承継することについて、同行の平成14年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第五種優先株式に係る種類株主総会並びに平成14年9月27日開催の臨時株主総会(普通株式に係る種類株主総会を兼ねる。)において、承認可決されました。

なお、当社が承継した新株予約権の内容は次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成15年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成15年5月31日)
新株予約権の数	1,620個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,620株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 673,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 673,000円 資本組入額 337,000円	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株であります。

2. 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

(3) 発行済株式総数、資本金等の推移

年 月 日	発行済株式総数		資 本 金		資 本 準 備 金		摘 要
	増 減 数	残 高	増 減 額	残 高	増 減 額	残 高	
平成14年12月2日	—	6,676,424.39	—	1,000,000,000	—	1,496,547,508	
平成15年2月3日	86,576.53	6,763,000.92	—	1,000,000,000	3,069,000	1,499,616,508	株式会社日本総研ホールディングズとの合併による普通株式の増加
平成15年2月8日	50,100	6,813,100.92	75,150,000	1,075,150,000	75,150,000	1,574,766,508	有償第三者割当第1-12回第四種優先株式 発行価格 3,000千円 資本組入額 1,500千円
平成15年3月12日	115,000	6,928,100.92	172,500,000	1,247,650,000	172,500,000	1,747,266,508	有償第三者割当第13回第四種優先株式 発行価格 3,000千円 資本組入額 1,500千円

(注) 平成15年4月21日に、第13回第四種優先株式の普通株式への転換により、当該優先株式1株が減少し、普通株式9.61株が増加いたしました。

(4) 所有者別状況

① 普通株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等(うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	8	406	93	8,684	707 (70)	174,039	183,937	
所有株式数	4,918	2,097,217	145,394	2,176,848	536,851 (273)	802,854	5,764,082	31,918.92
割 合	0.08	36.38	2.52	37.76	9.31 (0.00)	13.92	100.00	

(注) 1. 自己株式963.57株は「個人その他」に963株、「端株の状況」に0.57株含まれております。
2. 「その他の法人」及び「端株の状況」欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ390株及び0.60株含まれております。

② 第一種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等(うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	—	1	—	—	— (—)	—	1	
所有株式数	—	67,000	—	—	— (—)	—	67,000	—
割 合	—	100.00	—	—	— (—)	—	100.00	

③ 第二種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	1	—	—	— (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	100,000	—	—	— (—)	—	100,000	—
割 合	— %	100.00	—	—	— (—)	—	100.00	/

④ 第三種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	1	—	—	— (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	800,000	—	—	— (—)	—	800,000	—
割 合	— %	100.00	—	—	— (—)	—	100.00	/

⑤ 第1回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑥ 第2回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑦ 第3回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑧ 第4回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑨ 第5回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑩ 第6回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑪ 第7回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑫ 第8回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑬ 第9回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑭ 第10回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑮ 第11回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑯ 第12回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑰ 第13回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	115,000 (—)	—	115,000	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

(5) 大株主の状況

① 普通株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	260,292	4.49%
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	209,631	3.61%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	207,422	3.57%
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	184,931	3.19%
管理有託 受託者三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	109,209	1.88%
松下電器産業株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地	103,570	1.78%
三井生命保険相互会社	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	76,651	1.32%
UFJ信託銀行株式会社(信託勘定A口)	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号	72,050	1.24%
三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通二丁目5番5号	64,113	1.10%
ザ・チェースマンハッタンバンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	57,017	0.98%
計		1,344,888	23.20%

② 第一種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	67,000	100.00%
計		67,000	100.00%

③ 第二種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	100,000	100.00%
計		100,000	100.00%

④ 第三種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	800,000	100.00%
計		800,000	100.00%

⑤ 第1回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑥ 第2回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑦ 第3回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑧ 第4回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑨ 第5回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑩ 第6回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑪ 第7回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑫ 第8回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑬ 第9回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑭ 第10回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑮ 第11回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑯ 第12回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑰ 第13回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数 株	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 %
ジェイビーモルガン・チェース・バンク・ロンドン(エスエムエフジー・ファイナンス(ケイマン)リミテッド代理人) (常任代理人 株式会社三井住友銀行 事務管理部)	TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET, LONDON, E1W 1YT, ENGLAND (東京都中央区日本橋小伝馬町13番6号 友泉大伝馬町ビル)	115,000	100.00
計		115,000	100.00

(6) 議 決 権 の 状 況

① 発 行 済 株 式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	優先株式 1,132,100	—	(1)株式の総数等②発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 963 (相互保有株式) 普通株式 66,707	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,696,412	5,696,412	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
端株	普通株式 31,918.92	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1,2
発行済株式総数	6,928,100.92	—	—
総株主の議決権	—	5,696,412	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」及び「端株」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ390株(議決権390個)及び0.60株含まれております。

2. 「端株」の欄には、当社所有の自己株式0.57株及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

相互保有株式の所有者の氏名又は名称	端 株 数(株)
三 井 住 友 銀 リ ー ス 株 式 会 社	0.38
三 井 住 友 カ ー ド 株 式 会 社	0.27
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	0.38
株 式 会 社 み な と 銀 行	0.09
エスエムビーシーコンサルティング株式会社	0.53
株 式 会 社 ク オ ー ク	0.74
株 式 会 社 関 西 銀 行	0.17
株 式 会 社 日 本 総 合 研 究 所	0.37
エスエムビーシー抵当証券株式会社	0.41
さくら情報システム株式会社	0.76
さくらフレンド証券株式会社	0.20

② 自 己 株 式 等

(平成15年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	963	—	963	0.01
三井住友銀リース株式会社	東京都港区西新橋 三丁目9番4号	22,016	—	22,016	0.37
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋 四丁目5番15号	20,214	—	20,214	0.34
大和証券エスエムビーシー 株 式 会 社	東京都中央区八重洲 一丁目3番5号	7,304	—	7,304	0.12
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	6,113	—	6,113	0.10
株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町 二丁目1番1号	2,760	—	2,760	0.04
エスエムビーシー コンサルティング株式会社	東京都千代田区鍛冶町 二丁目2番1号	2,576	—	2,576	0.04
株式会社クオーク	大阪市西区南堀江 一丁目2番13号	2,129	—	2,129	0.03
株式会社関西銀行	大阪市中央区心斎橋筋 二丁目7番21号	1,114	—	1,114	0.01
住銀保証株式会社	東京都千代田区平河町 一丁目1番8号	945	—	945	0.01
株式会社日本総合研究所	東京都千代田区一番町 16番	650	—	650	0.01
株式会社三井 ファイナンスサービス	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	441	—	441	0.00
エスエムビーシー 株 式 会 社	東京都中央区日本橋本町 三丁目4番10号	292	—	292	0.00
さくら情報システム株式会社	東京都品川区上大崎 四丁目1番4号	89	—	89	0.00
さくらファイナンス サ ー ビ ス 株 式 会 社	東京都中央区日本橋室町 四丁目5番1号	63	—	63	0.00
さくらフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町 7番12号	1	—	1	0.00
計	—	67,670	—	67,670	1.16

(注) 1. 株式会社三井住友銀行については、上記のほか、株主名簿上は同行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が5株(議決権5個)あります。

なお、当該株式数は上記「①発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めておりません。

- 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。
- 株式会社三井ファイナンスサービス及びさくらファイナンスサービス株式会社は、平成15年4月1日にエスエムビーシーファイナンス株式会社と合併し、SMBCファイナンスサービス株式会社へ商号を変更しております。
- さくらフレンド証券株式会社は、平成15年4月1日に明光ナショナル証券株式会社と合併し、SMBCフレンド証券株式会社へ商号を変更しております。

(7) ストックオプション制度の内容

当社は、旧株式会社三井住友銀行が平成14年6月27日開催の第1期定時株主総会の特別決議によって発行した商法第280条ノ20および同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を承継いたしました。なお、上記新株予約権にかかる義務を当社が承継することについては、同行の平成14年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式および第五種優先株式にかかる種類株主総会ならびに平成14年9月27日開催の臨時株主総会(普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる。)において承認可決されました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社および当社子会社の役職員 677人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 決議年月日は、旧株式会社三井住友銀行における発行決議日を記載しております。

2. 自己株式の取得等の状況

[定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況]

(1) 前決議期間における自己株式の取得等の状況

該当ありません。

(2) 当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況

該当ありません。

3. 配 当 政 策

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、健全経営確保の観点から、当社グループ全体の内部留保の充実に留意しつつ、グローバルスタンダードに基づく株主重視の考え方に則った利益配分を行う方針であります。

当期の期末配当につきましては、当期連結業績や引き続き厳しい経済金融環境などを勘案し、当社グループ全体の内部留保の充実に意を用いていく必要があることから、普通株式は1株当たり3,000円といたしました。また、各種優先株式は、それぞれ所定の金額といたしました。

4. 株 価 の 推 移

(1) 普 通 株 式

最近5年間の 事業年度別 最高・最低株価	回次	第1期					
	決算年月	平成15年3月					
	最高	円 452,000					
	最低	円 206,000					
最近6箇月間の 月別最高・最低株価	月別	平成14年 10月	11月	12月	平成15年 1月	2月	3月
	最高	—	—	円 452,000	410,000	414,000	281,000
	最低	—	—	円 341,000	325,000	272,000	206,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 優 先 株 式

- ① 第一種優先株式
- ② 第二種優先株式
- ③ 第三種優先株式
- ④ 第1回第四種優先株式
- ⑤ 第2回第四種優先株式
- ⑥ 第3回第四種優先株式
- ⑦ 第4回第四種優先株式
- ⑧ 第5回第四種優先株式
- ⑨ 第6回第四種優先株式
- ⑩ 第7回第四種優先株式
- ⑪ 第8回第四種優先株式
- ⑫ 第9回第四種優先株式
- ⑬ 第10回第四種優先株式
- ⑭ 第11回第四種優先株式
- ⑮ 第12回第四種優先株式
- ⑯ 第13回第四種優先株式

以上の各種優先株式は、いずれも証券取引所に上場されておられません。

また、いずれも店頭売買有価証券として証券業協会に登録されておられません。

5. 役員 の 状 況

(平成15年6月30日現在)

役名及び職名	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有株式数
取締役会長 (代表取締役)	岡 田 明 重 (昭和13年4月9日生)	昭和38年4月 株式会社三井銀行入行 平成3年6月 株式会社太陽神戸三井銀行取締役 平成7年6月 株式会社さくら銀行常務取締役 平成8年6月 同専務取締役 平成9年6月 同取締役頭取 平成11年6月 同取締役頭取(執行役員を兼務) 平成13年4月 株式会社三井住友銀行取締役会長 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長(現職) 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)取締役会長(現職)	株 22
取締役社長 (代表取締役)	西 川 善 文 (昭和13年8月3日生)	昭和36年4月 株式会社住友銀行入行 昭和61年6月 同取締役 平成元年6月 同常務取締役 平成3年11月 同専務取締役 平成8年5月 同副頭取 平成9年6月 同頭取 平成11年6月 同頭取兼最高執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行頭取兼最高執行役員 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役社長(現職) 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)頭取兼最高執行役員(現職)	38
取締役副社長 (代表取締役)	門 脇 英 晴 (昭和19年6月20日生)	昭和43年4月 株式会社三井銀行入行 平成8年6月 株式会社さくら銀行取締役 平成10年4月 同常務取締役 平成11年6月 同常務取締役兼常務執行役員 平成12年4月 同専務取締役兼専務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 平成14年12月 同取締役辞任 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務取締役 平成15年6月 同取締役副社長(現職)	11
常務取締役 (代表取締役)	石 田 浩 二 (昭和22年6月22日生)	昭和45年5月 株式会社住友銀行入行 平成9年6月 同取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成13年1月 同常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 経営企画部長委嘱 平成14年6月 同常務執行役員 本店第一営業本部長委嘱 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 本店第一営業本部長委嘱 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務取締役(現職)	16

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数
取締役	平澤正英 (昭和22年9月15日生)	昭和45年4月 株式会社住友銀行入行 平成9年6月 同取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成13年1月 同常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 総務部長委嘱 平成14年6月 同常務執行役員 総務部長兼神戸総務部長委嘱 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部長 株式会社三井住友銀行常務執行役員 総務部長委嘱 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 総務部長委嘱 平成15年6月 同常務執行役員 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員(現職)	株 12
取締役	矢作光明 (昭和23年3月3日生)	昭和45年4月 株式会社三井銀行入行 平成10年6月 株式会社さくら銀行取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 平成14年6月 同常務執行役員 本店第二営業本部長委嘱 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 本店第二営業本部長委嘱 平成15年6月 同常務執行役員 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員(現職)	16
取締役	山内悦嗣 (昭和12年6月30日生)	昭和37年12月 アーサーアンダーセン入社 昭和61年9月 同社日本代表 英和監査法人 統括代表 平成3年10月 井上斎藤英和監査法人 理事長 平成5年10月 朝日監査法人 専務理事 アーサーアンダーセン 日本副代表 平成11年5月 朝日監査法人 専務理事退任 平成11年6月 同社退職 アーサーアンダーセン退職 平成11年6月 株式会社住友銀行取締役 平成13年4月 株式会社三井住友銀行取締役 平成14年12月 同取締役辞任 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略 歴	所有株式数
取締役	山 川 洋 一 郎 (昭和16年7月21日生)	昭和41年4月 弁護士登録(現職) 昭和54年4月 古賀・吉川・山川・中川法律事務所パートナー(現職) 昭和59年4月 上記事務所の名称を「古賀総合法律事務所」と改称 平成3年9月 ミシガン大学ロースクール客員教授 平成4年10月 同大学ロースクール客員教授退任 平成13年6月 株式会社三井住友銀行取締役 平成14年12月 同取締役辞任 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	株
常任監査役	平 野 豊 三 郎 (昭和23年4月25日生)	昭和46年4月 株式会社住友銀行入行 平成8年7月 同神田支店長 平成11年4月 同神戸法人営業本部長兼神戸法人部長 平成12年5月 同本店支配人 平成12年6月 同常任監査役 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常任監査役 平成14年12月 同監査役 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役(現職) 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)監査役(現職)	16
常任監査役	小 林 貞 雄 (昭和24年6月9日生)	昭和47年4月 株式会社三井銀行入行 平成8年10月 株式会社さくら銀行ニューヨーク支店米州営業部長 平成11年3月 同ニューヨーク支店米州営業部長兼国際企画部米州業務室長 平成11年4月 同ニューヨーク支店米州営業部長兼ニューヨーク支店副支店長 平成11年10月 同国際企業ディビジョンカンパニー金融商品営業部長 平成12年4月 同執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 アジア本部長委嘱 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)執行役員 アジア本部長委嘱 平成15年6月 同執行役員 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	16
監査役	那 須 翔 (大正13年9月19日生)	昭和23年4月 関東配電株式会社入社 昭和26年5月 東京電力株式会社引継入社 昭和59年6月 同社取締役社長 平成5年6月 同社取締役会長 平成11年6月 同社相談役 平成14年6月 株式会社三井住友銀行監査役 平成14年9月 東京電力株式会社顧問(現職) 平成14年12月 株式会社三井住友銀行監査役辞任 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役(現職)	

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数
監査役	大西勝也 (昭和3年9月10日生)	昭和28年4月 京都地方裁判所判事補任官 昭和63年2月 最高裁判所事務総長 平成元年11月 東京高等裁判所長官 平成3年5月 最高裁判所判事 平成10年9月 退官 平成10年11月 弁護士登録(現職) 平成12年6月 株式会社住友銀行監査役 平成13年4月 株式会社三井住友銀行監査役 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役(現職) 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)監査役(現職)	株
監査役	伊藤助成 (昭和4年5月25日生)	昭和28年3月 日本生命保険相互会社入社 平成元年7月 同社社長 平成9年4月 同社取締役会長(現職) 平成11年6月 株式会社住友銀行監査役 平成13年4月 株式会社三井住友銀行監査役 平成14年12月 同監査役辞任 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役(現職)	
計			147

(注) 1. 取締役 山内悦嗣、同 山川洋一郎の両氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。

2. 監査役 那須翔、同 大西勝也、同 伊藤助成の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の要件を満たしております。